

「未利用口座管理手数料」のご案内

1. 未利用口座とは

(1) 該当する預金口座

2年以上、一度も預入れまたは払戻しがない普通預金、無利息型普通預金、貯蓄預金

※該当口座のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としは除きます。

(2) 対象外となる場合

- ①対象口座の残高が10,000円以上ある場合
- ②定期性預金、投資信託、外貨預金、国債等のお取引がある場合
- ③お借入がある場合
- ④18歳未満の個人の口座である場合
- ⑤教育資金贈与専用口座である場合
- ⑥その他当金庫が定める所定の場合

2. 未利用口座管理手数料

年間1,320円（消費税込）

3. 該当口座の解約について

- (1) 未利用口座管理手数料の引き落としの際、口座残高が同手数料以下の場合、口座残高を同手数料として引き落したうえで、翌月に該当口座を解約いたします。
- (2) 引き落した「未利用口座管理手数料」のご返却、および解約となった口座の再利用は応じかねますので、予めご了承ください。

「未利用口座管理手数料」につきましては、長期にわたってご利用のない預金口座が、お客さまの知らないところで特殊詐欺等に不正利用されることの未然防止や、口座の維持・管理に係る費用の一部に充当させていただくため、令和3年8月に新設した手数料です。今後もご利用予定のない場合は、解約されることをお願いします。

(次のページも必ずご確認ください)



(令和8年6月現在)

未利用口座管理手数料に関するQ & A

Q 1. 未利用口座管理手数料とは何ですか？

A 1. 長期間ご利用のない口座を適切に管理するため、令和3年8月に新設した手数料です。
普通預金、無利息型普通預金、貯蓄預金を対象として、最後の預入れ、または払戻してから2年以上にわたってご利用がない場合、未利用口座管理手数料をいただく対象口座となります。

Q 2. なぜ、このような手数料がかかるのですか？

A 2. 長期にわたってご利用のない預金口座が、お客さまの知らないところで特殊詐欺等に不正利用されることの未然防止や、口座の維持・管理に係る費用の一部に充当させていただくため、未利用口座管理手数料を設定しています。今後もご利用予定のない場合は、解約されることをお願いします。

Q 3. 法人口座も対象ですか？

A 3. 対象となります。

Q 4. 紛失（盗難）届を提出している口座も対象ですか？

A 4. 対象となります。

Q 5. いつまでに口座を利用すれば、未利用口座管理手数料引き落しの対象から外れますか？

A 5. はがきに記載してある「引き落とし予定日」の前日までにご利用いただければ、未利用口座管理手数料は引き落とされません。

Q 6. 口座残高が、未利用口座管理手数料（年間1,320円）未満の場合はどうなりますか？

A 6. 口座残高が1,320円未満である場合は、口座残高全額を手数料として引き落とし、翌月に口座を解約させていただきます。なお、不足分については請求しません。

Q 7. 口座残高が、「0円」の場合はどうなりますか？

A 7. 該当口座は、解約させていただきます。なお、不足分については請求しません。

Q 8. 未利用口座に該当した場合、案内はありますか？

A 8. 初めてお客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、お届けのご住所にご案内を郵送させていただきます。ご案内の郵送から3か月経過後もご利用がない場合、年間1,320円（消費税込）の未利用口座管理手数料を引き落としさせていただきます。

Q 9. 未利用口座管理手数料は、今後、毎年かかるのですか？

A 9. 未利用口座管理手数料を引き落とし後、預入れ、または引出し等が1年間ない場合、翌年も対象となります。

－未利用口座の取扱いについて変更がある場合は、店頭等でお知らせします。－

－詳しくは、お取引店へお問い合わせください。－